

青森県報

第百三十一号

令和二年
三月十一日
(水曜日)

目次

告 示

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……一
○青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……二

公安委員会

○青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(警 務 課) ……三
○青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(運転免許課) ……四

公営企業

○青森県立中央病院遺伝子解析装置の購入に係る一般競争入札……………(病 院 局) ……七

告 示

青森県告示第百六十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出

があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和二年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

3 合同会社R	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	廃止年月日
寺裏五九	上北郡七戸町字	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	上北郡七戸町字蛇坂五七の一九	令和二年三月三十一日	

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和二年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡南部町大字剣吉字前河原一の二四	畑	九一七

二 利用権の内容

畑

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和二年四月一日	五年

四 借賃に相当する補償金の額

二万二千五百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに青森地方務局八戸支局に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

平成十六年五月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第八項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和二年一月十七日公表）の一部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和二年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第一の別に定める「くろまぐろ」について（第五管理期間）第二を次のように改める。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、青森県に定められた魚体サイズ別の数量（以下「知事管理量」という。）と留保量は次表のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 （以下「小型魚」という。）	298.9トン	うち2.8トン を留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 （以下「大型魚」という。）	455.3トン	うち4.7トン を留保する

注1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第五管理期間）（以下「県計画別添」という。）の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

注2 全国における小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十一日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(警務部の分課)</p> <p>第二条 警務部に次の八課を置く。</p> <p>総務課 広報課 警務課 教養課 会計課 施設課 留置管理課</p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第二条 警務部に次の七課を置く。</p> <p>総務課 広報課 警務課 教養課 会計課 留置管理課</p>

監察課

(会計課)

第六条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 [略]
- 二 物品の管理及び処分に関すること。

[三・四 略]

[号を削る。]

五 [略]

(施設課)

第六条の二 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 財産の管理及び処分に関すること。
- 二 庁舎の営繕に関すること。

(留置管理課)

第六条の三 [略]

(生活安全企画課)

第九条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

[一～四 略]

- 五 銃砲刀剣類及び火薬類、高压ガス、放射性物質その他の危険物に関すること（組織犯罪対策課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。）。

[六～八 略]

(少年女性安全課)

第九条の二 少年女性安全課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 保護及び行方不明者に関するこ

監察課

(会計課)

第六条 [同上]

一 [同上]

- 二 財産及び物品の管理及び処分に関すること。

[三・四 同上]

五 庁舎の営繕に関すること。

六 [同上]

[条を加える。]

(留置管理課)

第六条の二 [同上]

(生活安全企画課)

第九条 [同上]

[一～四 同上]

- 五 銃砲刀剣類及び火薬類、高压ガス、放射性物質その他の危険物に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

[六～八 同上]

(少年女性安全課)

第九条の二 [同上]

- 一 保護、行方不明者等に関するこ

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>と。</p> <p>二 児童、高齢者及び障害者の虐待 事案対策に関すること。</p> <p>三 十二 [略]</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第十七条の二 警備第二課において は、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 核燃料物質及び特定放射性同位 元素の防護に関すること。</p> <p>五 特定物質(化学兵器の禁止及び 特定物質の規制等に関する法律 (平成七年法律第六十五号)第二 条第三項に規定する特定物質をい う。)及び特定病原体等(感染症 の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成十年法律 第百十四号)第六条第十九項に規 定する特定病原体等をいう。)の 防護に関すること。</p> <p>六 十 [略]</p>	<p>と。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 十一 [同上]</p> <p>「二号ずつ繰り下げる。」</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第十七条の二 [同上]</p> <p>一 三 同上</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>四 八 [同上]</p> <p>「二号ずつ繰り下げる。」</p>
--------------------	--	--

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第九条及び第十七条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十一日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第三号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
申請、届出及び 警察署長	<p>(公安委員会による申請等の經由 先)</p> <p>第二条 「1・2 略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、法第 六章及び第六章の二並びにこの規則 第七章から第九章の規定により公安 委員会に提出する申請、届出及び申 出に関する書類は、青森県警察本部 交通部運転免許課長(以下「運転免 許課長」という。)を経由するもの とする。ただし、次の各号に掲げる 申請、届出及び申出に関する書類は 、当該各号に掲げる警察署長を経由 することができる。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる申請、届 出及び申出の種類に応じ、同表の 下欄に掲げる警察署長</p>	申請、届出及び 警察署長	<p>(公安委員会による申請等の經由 先)</p> <p>第二条 「1・2 同上」</p> <p>3 [同上]</p> <p>一 [同上]</p>

<p>4 「二・三 略」 〔略〕 (申請用写真添付の省略) 第二十七条の四 施行規則第二十一条第三項、第二十九条第三項(第二十九 九条の二第三項において準用する場 合を含む。)及び第三十条の九第三 項に規定する申請用写真を添付する</p>	<p>法第九十四条第 二項の規定によ る運転免許証の 再交付の申請</p> <p>住所地在管轄する 警察署長(青森警 察署長及び弘前警 察署長を除く。) 、むつ警察署長又 は八戸警察署長</p>	<p>法第九十四条第 二項の規定によ る運転免許証の 再交付の申請</p> <p>住所地在管轄する 警察署長(弘前警 察署長を除く。青 森警察署長は平内 交番の事務に限る 。)、むつ警察署 長又は八戸警察署 長</p>	<p>申出の種類 〔略〕</p>
<p>4 「同上」 〔同上〕 (申請用写真添付の省略) 第二十七条の四 施行規則第二十九条 第三項(第二十九条の二第三項にお いて準用する場合を含む。)及び第 三十条の九第三項に規定する申請用 写真を添付する必要がない場合は、</p>	<p>法第九十四条第 二項の規定によ る運転免許証の 再交付の申請</p> <p>住所地在管轄する 警察署長(弘前警 察署長を除く。青 森警察署長は平内 交番の事務に限る 。)、むつ警察署 長又は八戸警察署 長</p>	<p>法第九十四条の四 第一項の規定に よる免許の取消 しの申請及び他 の種類の免許を 受けた旨の申 出</p> <p>住所地在管轄する 警察署長(青森警 察署長及び弘前警 察署長を除く。) 、むつ警察署長又 は八戸警察署長</p>	<p>申出の種類 〔同上〕</p>

<p>別表第二(第十一条の二関係) 路線名 〔略〕 一般国道 道四百</p>	<p>必要がない場合は、運転免許課長、 むつ警察署長又は八戸警察署長を経 由して申請又は申出を行う場合とす る。ただし、当該申請又は申出を行 う者が、亡失、滅失、汚損若しくは 破損により本人確認ができる運転免 許証を提示できない場合又は免許の 効力が停止されている場合は、この 限りでない。</p> <p>2 施行規則第三十条の十二第二項に規 定する申請用写真を添付する必要が ない場合は、運転免許課長、むつ警 察署長又は八戸警察署長を経由して 申請を行う場合とする。ただし、当 該申請を行う者の運転免許証の有効 期間が満了した場合は、この限りで ない。</p> <p>3 施行規則第三十条の十三第二項に 規定する申請用写真を添付する必要 がない場合は、運転免許課長、むつ 警察署長又は八戸警察署長を経由し て申請を行う場合とする。ただし、 当該申請を行う者が、亡失、滅失、 汚損又は破損により本人確認ができ る運転経歴証明書を提示できない場 合は、この限りでない。</p>
<p>別表第二(第十一条の二関係) 路線名 〔同上〕 一般国道 道四百</p>	<p>運転免許課長、むつ警察署長又は八 戸警察署長を経由して申請又は申出 を行う場合とする。ただし、当該申 請又は申出を行う者が、法第九十四 条第二項の規定による免許証の再交 付の申請を併せて行う場合又は免許 の効力が停止されている場合は、こ の限りではない。</p> <p>2 施行規則第三十条の十二第二項に規 定する申請用写真を添付する必要が ない場合は、運転免許課長、むつ警 察署長又は八戸警察署長を経由して 申請を行う場合とする。</p> <p>〔項を加える。〕</p>

五十四号	青森県弘前市大字代官町九十七番地一から 青森県弘前市大字和徳町九十五番地一まで	〔略〕	青森県青森市第二間屋町二丁目四番十五号から 青森県青森市第二間屋町四丁目十番二十六号まで 青森県青森市大字荒川字柴田百六十番地三から 青森県青森市浪岡大字杉沢字山元三百二十九番地一まで	〔略〕	青森県青森市大字諏訪沢字松代百四十九番地一から 青森県青森市大字三本木字川崎百六十一番地四まで	〔略〕	青森県上北郡野辺地町字向 青森県上北郡野辺地町字向 青森県上北郡野辺地町字向 田三百三十八番地まで
五十四号	〔項を加える。〕	〔同上〕	青森県青森市第二間屋町二丁目四番十五号から 青森県青森市第二間屋町四丁目十番二十六号まで 青森県青森市大字荒川字柴田百六十番地三から 青森県青森市大字大谷字小谷一番地二百七十一まで	〔同上〕	〔項を加える。〕	〔同上〕	青森県上北郡野辺地町字向 青森県上北郡野辺地町字向 青森県上北郡野辺地町字向 田三百三十八番地まで

青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字登茶沢二番地五十九から 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平二百八十一番地一まで	〔略〕	青森県弘前市大字和徳町九十五番地一から 青森県弘前市大字百田字岡本二十八番地一まで	〔略〕	市道六百八十三号八戸貨物駅線 青森県弘前市大字駅前二丁目二十一番地五から 青森県弘前市大字代官町九十七番地一まで	〔略〕	市道六百八十三号八戸貨物駅線 青森県弘前市大字駅前二丁目二十一番地五から 青森県弘前市大字代官町九十七番地一まで	〔略〕	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平二百八十一番地一から 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一番地五十一まで
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平二百八十一番地三から 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一番地五十一まで	〔同上〕	〔項を加える。〕	〔同上〕	〔項を加える。〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中「」の記載は注記である。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二十七条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

公 営 企 業

青森県立中央病院遺伝子解析装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和二年三月十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
遺伝子解析装置 一式
- 二 納入期限、納入場所及び入札方法
入札説明書による。
- 三 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
 - 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知

事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係資料を添えて、令和二年四月八日までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一
青森県病院局運営部管理課
電話 ○一七―七二六―八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目の一
青森県病院局運営部管理課
電話 ○一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

令和二年四月二十二日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和二年四月二十二日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三
三条及び第五百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
する。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違
反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当
する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切
り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分
分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札手続の停止等

令和二年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続につ
いて停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products
to be purchased:

(1) Next Generation Sequencer.

(2) Specification and quantity of
other products will be referred
to a bid manual.

2 Time limit for tender:

11:00 a.m. 22 April 2020

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Management Division

Hospital Bureau

Aomori Prefectural Government

2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori city, Aomori 030-8553

Japan
Phone: 017-726-8037

(発行者・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭